

凍結保存物（胚・卵子・精子・SEETメディウムなど）についての当院の規定

【凍結保存期間・費用につきまして】

- 1 胚・卵子・精子・SEETメディウムなどの凍結物の保存期間は凍結日から1年間です。
- 2 保存物の保存期間中に、当院で定める保存費用の増減や保存期間等々に変更があった場合には、常にホームページ上に最新の情報が掲載され、改定された最新の「凍結保存物についての当院の規定」および、保存費用や保存期間が適用されます。
- 3 凍結保存胚の使用申し入れ日が凍結保存期間中であっても、融解を行う日が凍結期間満了日を1日でも過ぎる場合は、1年分の凍結保存期間延長費用が発生します。凍結期限の途中で融解または廃棄した場合でも残余期間分の費用の返還はありません。凍結保存更新料に日割りまたは月割りはありません。
- 4 胚と精子の凍結保存をされている場合の申請書は、胚と精子それぞれが必要になります。
- 5 凍結保存日が異なる凍結物は、凍結保存期限および凍結物ごとに更新手続きと更新料のお支払いが必要となります。凍結胚に関しては、凍結日ではなく1回の採卵日ごとにまとめて更新の手続き・更新料のお支払いが必要となります。（例えば、9月1日に採卵をし、4日と6日に凍結した場合は、翌年の9月1日が期限となります。）

【当院への連絡義務につきまして】

- ① 当院から、凍結保存期限のお知らせや期限が切れた際の意味確認の連絡は致しません。凍結保存期限日までに凍結保存期限延長手続きが完了されない場合は、凍結保存期限延長の意思がないと判断いたします。そして凍結物の所有権は、当院に帰属し、当院の責任において廃棄いたします。
- ② 凍結保存の延長・廃棄の申請は、ともに保存期限の3か月前から可能です。（海外へ赴任される方などは別途お問い合わせください。）
- ③ 保存期限を過ぎた場合は、「まだ凍結物が廃棄されずに残っているか」などの、個別のお問い合わせにはお答えいたしかねます。期限内に凍結保存期限更新手続きが完了せず、すでに廃棄済みであった場合の異議申し立ては、一切受け付けできません。
- ④ 連絡先の変更・離婚・パートナーを解消した場合、または、いずれかが死亡した場合は、1か月以内に当院へのご連絡をお願いいたします。その際、胚の延長はできません。

【凍結保存期間の延長につきまして】

- ① 延長を希望される場合は、保存期限の3か月前から前日まで可能です。当院が定める延長手続きが完了後に、凍結保存期間満了日より1年間の凍結保存期間が延長されます。
- ② 延長手続き（申請書・同意書および更新料など当院が定めるすべての手続き）が完了しない場合は、延長の依頼は取り消されます。そして凍結物の所有権は当院に帰属し、当院の責任において廃棄いたします。
- ③ 申請書には、必ずご本人が直筆で署名をお願いします。ご本人以外が了解なく署名した場合、当院は一切責任を負いかねます。
- ④ 当院では、医師が認めた特殊なケースを除き、凍結物の保存期間は最長10年とさせていただきます。

また、当院では女性の生殖年齢を50歳としております。よって50歳以上の方の胚および卵子の凍結物は延長できません。

- ⑤ 一部の延長および廃棄をされる方は、「延長申請書」と「廃棄同意書」両方の記載が必要となります。さらに、それぞれの申請書・同意書に希望する胚の評価と凍結日の記入をお願いします。
- ⑥ 凍結の更新3年ごと（3年目、6年目、9年目・・・）に、当院へ来院して頂き、医師と対面にて継続の意思を確認のうえ、更新手続きをさせていただきます。
- ⑦ 郵送にて書類を提出する場合、当院に届かない場合は当院が責任を負うことはできません。（必ず、現金書留のご利用をお願いいたします。）

【凍結物の廃棄につきまして】

- ① 当院では、以下の場合には凍結胚の所有権は当院に帰属し、当院の責任において廃棄いたします。
 - i) 婚姻関係を解消した場合
 - ii) 配偶者（パートナー）関係を解消した場合
 - iii) 一方もしくは両方が死亡した場合
 - iv) 一方もしくは両方が行方不明、もしくは意思表示ができない心身状況になった場合※上記においては、お二人の自署が不可能な場合、お一人の自署とその旨をご記入いただくことで廃棄に同意したものとみなします。
- ② 精子・卵子に関しては、各々の個人の所有物として廃棄が可能です。胚に関しては、パートナー二人の共有所有物となり、どちらか一方がi)～iv)の場合や、どちらか一方が廃棄を希望した場合には、廃棄が可能です。
- ③ 一部の延長および廃棄をされる方は、「延長申請書」と「廃棄同意書」両方の記載が必要となります。さらに、それぞれの申請書・同意書に希望する胚の評価と凍結日の記入をお願いします。
- ④ 本同意書を提出済みであっても保存期限期間内であれば、同意を撤回することができますが、保存期限を1日でも過ぎた場合は、同意を撤回することはできません。

【凍結保存が継続できなくなる場合】

- ① 地震や風水害などの天災・火災・テロや犯罪、天災などによる液体窒素の不足・凍結タンクの故障・その他により凍結物が使用不可能になった場合、当院は一切責任を負いません。不可抗力による事象が原因である場合は、凍結までの治療費および凍結・延長費用などの返金は致しませんので、ご了承ください。
- ② 閉院となった場合（院長の病気・死亡・その他）は、ご希望に応じて凍結胚移送をする手続きを行うなどのできる限りの対応は致しますが、移送先の施設はご自身にて探していただきます。ご希望のない凍結物は廃棄されます。凍結までの治療費および凍結・延長費用などの返金は致しかねますので、ご了承ください。